計画書

加西都市計画特定用途制限地域の決定(加西市決定)

都市計画特定用途制限地域を次のように決定する。

種類	面積	制限すべき特定の建築物等の用途の概要	備	考
特定用途制限地域	約 226.4ha	次の各号に掲げるものを除く建築物		
(集落活力維持地		(1)一戸建ての住宅		
区)		(2) 法別表第2 (い) 項第4号、第5号、第6		
		号、第7号又は第8号に掲げるもの		
		(3)政令第 130 条の 5 の 2 各号に掲げるものでそ		
		の用途に供する部分の床面積の合計が 300 ㎡以内		
		のもの		
		(4)法別表第2(は)項第4号に掲げるものでそ		
		の用途に供する部分の床面積の合計が 300 ㎡以内		
		のもの		
		(5) 自動車車庫(駐輪場を含む。以下この表にお		
		いて同じ。)でその用途に供する部分の床面積の		
		合計が 300 ㎡以内のもの		
		(6) 自動車修理工場又は農業機械器具修理工場で		
		その用途に供する部分の床面積の合計が 300 m³以		
		内のもの		
		(7) 前号に掲げるものを除く工場のうち原動機を		
		使用するものでその用途に供する部分の床面積の		
		合計が 50 ㎡以内のもの(法別表第2(ぬ)項第		
		3号及び(る)項第1項に掲げる事業の用に供す		
		るものを除く。)		
		(8)前2号に掲げるものを除く工場のうち原動機		
		を使用しないものでその用途に供する部分の床面		
		積の合計が 150 ㎡以内のもの		
		(9) 倉庫でその用途に供する部分の床面積の合計		
		が 300 ㎡以内のもの(倉庫業を営むものを除		
		< ₀)		
		(10) 事務所でその用途に供する部分の面積の合計		
		が 300 ㎡以内のもの		
		(11)便所又は休憩所		
		(12)バスの停留所の上家		
		(13) ごみ置場の上家		

		(14) 前各号に附属するもの(法別表第2(に)項	
		第6号に掲げるものを除く。)	
特定用途制限地域	約 803.8ha	次の各号に掲げるものを除く建築物	
(集落活力再生地		(1) 一戸建ての住宅	
区)		(2)長屋又は法別表第2(い)項第3号に掲げる	
		ものでその用途に供する部分の床面積の合計が	
		500 ㎡以内のもの	
		(3) 法別表第2(い) 項第4号、第5号、第6	
		号、第7号又は第8号に掲げるもの	
		(4) 政令第 130 条の 5 の 3 各号に掲げるものでそ	
		の用途に供する部分の床面積の合計が 300 ㎡以内	
		のもの	
		(5) 法別表第2 (は) 項第4号に掲げるものでそ	
		の用途に供する部分の床面積の合計が 300 ㎡以内	
		のもの	
		(6) 自動車車庫でその用途に供する部分の床面積	
		の合計が 300 ㎡以内のもの	
		(7) 自動車修理工場又は農業機械器具修理工場で	
		その用途に供する部分の床面積の合計が 300 ㎡以	
		内のもの	
		(8) 前号に掲げるものを除く工場のうち原動機を	
		使用するものでその用途に供する部分の床面積の	
		合計が 150 ㎡以内のもの(法別表第2及び(る)	
		項第1号に掲げる事業の用に供するものを除	
		<₀)	
		(9)前2号に掲げるものを除く工場のうち原動機	
		を使用しないものでその用途に供する部分の床面	
		積の合計が 300 m²以内のもの	
		(10) 法別表第2 (に) 項第3号又は第4号に掲げ	
		るものでその用途に供する部分の床面積の合計が	
		300 ㎡以内のもの	
		(11) 倉庫でその用途に供する部分の床面積の合計	
		が 300 ㎡以内のもの(倉庫業を営むものを除	
		<。)	
		(12) 事務所でその用途に供する部分の面積の合計	
		が 300 ㎡以内のもの	
		(13) 法別表第2 (ぬ) 第4号に掲げるものでその	
		用途に供する部分の床面積の合計が 300 ㎡以内の	

		もの(第7号から第12号までの建築物との関連	
		性を有し、当該建築物の敷地内又はその敷地から	
		概ね 50m以内の距離にある敷地での建築物に限	
		る。)	
		(14)便所又は休憩所	
		(15) バスの停留所の上家	
		(16) ごみ置場の上家	
		(17) ペット美容室 (動物の愛護及び管理に関する法	
		律(昭和48年法律第105号)第10条第1項に規定す	
		る第一種動物取扱業を営む施設をいう。以下この	
		表において同じ。)又は動物病院(獣医療法(平成	
		4年法律第46号)第2条第2項に規定する診療施	
		設をいう。以下この表において同じ。)	
		(18) 前各号に附属するもの(法別表第2(に)第	
		6号に掲げるものを除く。)	
特定用途制限地域	約 672.3ha	次の各号に掲げるものを除く建築物	
(集落産業共生地		(1) 一戸建ての住宅	
<u>×</u>)		(2)長屋又は法別表第2(い)項第3号に掲げる	
		ものでその用途に供する部分の床面積の合計が	
		500 ㎡以内のもの	
		(3) 法別表第2(い)項第4号、第5号、第6	
		号、第7号又は第8号に掲げるもの	
		(4) 政令第 130 条の 5 の 3 各号に掲げるものでそ	
		の用途に供する部分の床面積の合計が 300 ㎡以内	
		のもの	
		(5) 法別表第2(は)項第2号又は第4号に掲げ	
		るもので床面積の合計が 600 m²以内のもの	
		(6) 自動車車庫でその用途に供する部分の床面積	
		の合計が 300 m 以内のもの	
		(7) 工場でその用途に供する部分の床面積の合計	
		が 600 ㎡以内のもの(法別表第2(る)項第1号	
		(1)から(24)まで、(29)及び(30)に掲げ	
		る事業を営むものを除く。)	
		(8) 法別表第2 (に) 項第3号又は第4号に掲げ	
		るものでその用途に供する部分の床面積の合計が	
		300 ㎡以内のもの	

		T	1
		(9) 倉庫でその用途に供する部分の床面積の合計	
		が 600 ㎡以内のもの(倉庫業を営むものを除	
		<∘)	
		(10) 事務所でその用途に供する部分の面積の合計	
		が 600 ㎡以内のもの	
		(11) 法別表第2 (る) 項第2号に掲げるものでそ	
		の用途に供する部分の床面積の合計が 300 ㎡以内	
		のもの	
		(12) 便所又は休憩所	
		(13)バスの停留所の上家	
		(14) ごみ置場の上家	
		(15) ペット美容室又は動物病院	
		(16) 展示場その他これに類するものでその用途に	
		供する部分の床面積の合計が 600 ㎡以内のもの	
		(17) 研究所、研修所その他これらに類するもので	
		その用途に供する部分の床面積の合計が 600 ㎡以	
		内のもの	
		(18) 前各号に附属するもの(法別表第2(に)第	
		6号に掲げるものを除く。)	
特定用途制限地域	約 3,849.4ha	次の各号に掲げるものを除く建築物	
(農業保全地区)		(1)一戸建ての住宅	
		(2)一戸建ての住宅で政令第130条の3各号若し	
		くは法別表第2(い)項第8号に掲げるものを兼	
		用又は併用するもの(兼用又は併用する用途に供	
		する部分の床面積の合計が 200 ㎡以内のものに限	
		る。)	
		(3) 法別表第2 (い) 項第4号又は第5号に掲げ	
		るもの	
		(4) 畜舎	
		(5) 自動車車庫でその用途に供する部分の床面積	
		の合計が 100 ㎡以内のもの	
		(6) 便所又は休憩所	
		(7)バスの停留所の上家	
		(8) ごみ置場の上家	
		(9)前各号に附属するもの(政令第 130 条の 5 第	
		3号及び第5号に掲げるものを除く。)	
特定用途制限地域	約 3, 793. 9ha	次の各号に掲げるものを除く建築物	
(山林保全地区)			
	•		

	t.		
		(1) 法別表第2 (い) 項第4号又は第5号に掲げ	
		るもの	
		(2)政令第130条の5の3第1号又は第2号に掲	
		げるものでその用途に供する部分の床面積の合計	
		が 300 m²以内のもの	
		(3) 前号に掲げるものとの関連性を有する工場	
		で、その用途に供する部分の床面積の合計が50	
		m以内のもの	
		(4) 畜舎	
		(5) 自動車車庫でその用途に供する部分の床面積	
		の合計が 300 m²以内のもの	
		(6) 法別表第2 (に) 項第3号又は第4号に掲げ	
		るものでその用途に供する部分の床面積の合計が	
		600 ㎡以内のもの	
		(7) 倉庫でその用途に供する部分の床面積の合計	
		が 600 ㎡以内のもの(倉庫業を営むものを除	
		⟨ ∘)	
		 (8)事務所でその用途に供する部分の面積の合計	
		が 600 ㎡以内のもの	
		(9) 便所又は休憩所	
		(10) バスの停留所の上家	
		(11) ごみ置場の上家	
		(12) 前各号に附属するもの(政令第 130 条の 5 第	
		3号及び第5号に掲げるものを除く。)	
特定用途制限地域	約 368.5ha	(1) 法別表第2(い) 項第3号に掲げるものでそ	
(既存事業所等周	ης 000. ona	の用途に供する部分の床面積の合計が 500 ㎡を超	
辺地区)		えるもの	
过程区)		(2) 法別表第2(は)項第3号に掲げる用途に供	
		するもの	
		(3) 法別表第2(は)項第4号に掲げるものでそ	
		の用途に供する部分の床面積の合計が 600 m²を超	
		えるもの (4) かみ第120条の5の2条日に担ばてよのでき	
		(4) 政令第130条の5の3各号に掲げるものでそ	
		の用途に供する部分の床面積の合計が 500 ㎡を超	
		えるもの	
		(5) 政令第 130 条の 5 の 3 各号に掲げるものを除	
		く店舗、飲食店その他これらに類するもの	

		(6) 工場で法別表第2(る)の項第1号(1)から(24)まで、(29)及び(30)に掲げる事業を営むもの (7)前号に掲げるものを除く工場でその用途に供する部分の床面積の合計が6,000㎡を超えるもの(8)法別表第2(に)項第3号に掲げるものでその用途に供する部分の床面積の合計が600㎡を超えるもの(9)法別表第2(に)項第4号及び第5号に掲げるもの(10)法別表第2(ほ)項第2号及び第3号に掲げるもの(11)法別表第2(へ)項第3号に掲げるもの(12)法別表第2(り)項第2号及び第3号に掲げるもの(13)法別表第2(わ)項第4号に掲げるもの(13)法別表第2(わ)項第4号に掲げるもの(14)事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が6,000㎡を超えるもの
特定用途制限地域(産業施設等周辺	約 210.6ha	 (15) 倉庫業を営む倉庫 (16) 前号に掲げるものを除く倉庫でその用途に供する部分の床面積の合計が 6,000 ㎡を超えるもの (17) 畜舎でその用途に供する部分の床面積の合計が 15 ㎡を超えるもの (18) 研究所、研修所その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が 6,000 ㎡を超えるもの (19) 結婚式場、葬儀場その他これらに類するもの (1) 政令第 130 条の5の3 各号に掲げるものでその用途に供する部分の床面積の合計が 500 ㎡を超
地区)		えるもの (2) 政令第 130 条の 5 の 3 各号に掲げるものを除 く店舗、飲食店その他これらに類するもの (3) 法別表第 2 (は) 項第 3 号に掲げるもの (4) 法別表第 2 (は) 項第 4 号に掲げるものでそ の用途に供する部分の床面積の合計が 600 ㎡を超 えるもの

ĺ		
		(5) 法別表第2 (に) 項第3号に掲げるものでそ
		の用途に供する部分の床面積の合計が 600 m を超
		えるもの
		(6)法別表第2(に)項第4号及び第5号に掲げ
		るもの
		(7)法別表第2(ほ)項第2号及び第3号に掲げ
		るもの
		(8) 法別表第2(へ)項第3号に掲げるもの
		(9)法別表第2(り)項第2号及び第3号に掲げ
		るもの
		(10) 法別表第2(わ)項第4号に掲げるもの
		(11) 畜舎でその用途に供する部分の床面積の合計
		が 15 ㎡を超えるもの
		(12) 結婚式場、葬儀場その他これらに類するもの
特定用途制限地域	約 816.3ha	(1) ボーリング場及びスケート場
(地域資源活用地		(2) 前号に掲げるものを除く運動施設に附属する
区)		店舗、飲食店その他これらに類するものでその用
		途に供する部分の床面積の合計が 3,000 ㎡を超え
		るもの
		(3) 前号に掲げるものを除く店舗、飲食店その他
		これらに類するものでその用途に供する部分の床
		面積の合計が 1,500 ㎡を超えるもの
		(4) 法別表第2(は)項第3号に掲げるもの
		(5) 法別表第2 (に) 項第5号に掲げるもの
		(6)工場で法別表第2(る)の項第1号に掲げる
		事業を営むもの
		(7) 前号に掲げるものを除く工場で日本標準産業
		分類に定める次の中分類コード及び小分類コード
		のうちいずれかに該当する業種であると市長が認
		めるもののうちその用途に供する部分の床面積の
		合計が 3,000 ㎡を超えるもの
		ア 09 食料品製造業
		イ 101 清涼飲料製造業
		ウ 102 酒類製造業
		エ 103 茶・コーヒー製造業(清涼飲料を除く)
		オ 104 製氷業
		(8)前2号に掲げるものを除く工場でその用途に
		供する部分の床面積の合計が600㎡を超えるも

		\mathcal{O}
		(9) 法別表第2 (ほ) 項第2号及び第3号に掲げ
		るもの
		(10) 法別表第2 (へ) 項第3号に掲げるもの(観
		覧場を除く。)
		(11) 法別表第2 (り) 項第2号及び第3号に掲げ
		るもの
		(12) 法別表第2 (わ) 項第4号に掲げるもの
		(13) 事務所でその用途に供する部分の床面積の合
		計が 1,500 ㎡を超えるもの
		(14) 倉庫業を営む倉庫
		(15) 前号に掲げるものを除く倉庫で運動施設又は
		第7号に掲げる工場に附属するものでその用途に
		供する部分の床面積の合計が 3,000 ㎡を超えるも
		0
		(16) 前2号に掲げるものを除く倉庫でその用途に
		供する部分の床面積の合計が 600 ㎡を超えるもの
		(17)法別表第2(る)項第2号に掲げるものでそ
		の用途に供する部分の床面積の合計が 600 m²以内
		のもの
		(18) 展示場その他これに類するものでその用途に
		供する部分の床面積の合計が 600 ㎡を超えるもの
		(19) 研究所、研修所その他これらに類するもので
		運動施設又は第7号に掲げる工場に附属するもの
		でその用途に供する部分の床面積の合計が 3,000
		㎡を超えるもの
		(20) 前号に掲げるものを除く研究所、研修所その
		他これらに類するものでその用途に供する部分の
		床面積の合計が 600 ㎡を超えるもの
特定用途制限地域	約 189.5ha	(1) 政令第130条の5の3各号に掲げるものでそ
(公共公益施設等		の用途に供する部分の床面積の合計が 500 ㎡を超
周辺地区)		えるもの
		(2) 政令第130条の5の3各号に掲げるものを除
		く店舗、飲食店その他これらに類するもの
		(3) 工場で法別表第2 (る) の項第1号(1) か
		ら (24) まで、(29) 及び (30) に掲げる事業を
		営むもの
•		

		T	1
		(4) 前項に掲げるものを除く工場でその用途に供	
		する部分の床面積の合計が 600 ㎡を超えるもの	
		(5) 法別表第2 (に) 項第4号及び第5号に掲げ	
		るもの	
		(6) 法別表第2 (ほ) 項第2号及び第3号に掲げ	
		るもの	
		(7)法別表第2(へ)項第3号に掲げるもの(観	
		覧場を除く。)	
		(8) 法別表第2(り)項第2号及び第3号に掲げ	
		るもの	
		(9) 倉庫業を営む倉庫	
特定用途制限地域	約 100.3ha	(1) 店舗、飲食店その他これらに類するものでそ	
(地域拠点形成地		の用途に供する部分の床面積の合計が 6,000 ㎡を	
区)		超えるもの	
		(2) 工場で法別表第2(る)の項第1号(1)か	
		ら (24) まで、(29) 及び (30) に掲げる事業を	
		営むもの	
		(3) 前項に掲げるものを除く工場でその用途に供	
		する部分の床面積の合計が 6,000 ㎡を超えるもの	
		(4) 法別表第2 (ほ) 項第2号及び第3号に掲げ	
		るもの	
		(5)法別表第2(へ)項第3号に掲げるもの(観	
		覧場を除く。)	
		(6) 法別表第2(り)項第2号及び第3号に掲げ	
		るもの	
		(7) 事務所でその用途に供する部分の床面積の合	
		計が 6,000 ㎡を超えるもの	
		(8) 倉庫でその用途に供する部分の床面積の合計	
		が 6,000 ㎡を超えるもの	
合 計	約 11,031ha		
	かま 11, UoIIId		

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由書

加西市域の東播都市計画区域からの分割及び非線引き都市計画区域への移行に伴い、用途 地域の指定のない区域において、無秩序な土地利用を防止し、本市の地域特性に応じた適切 な土地利用を実現するため、特定用途制限地域を決定する。